

令和8年度 雇用関係助成金説明会のご案内

事業主様向け雇用関係各種助成金制度についての概要や申請手続き等についてご説明いたします。この機会に是非ご参加ください。

対象助成金

- ◆ 65歳超雇用推進助成金
- ◆ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
- ◆ キャリアアップ助成金
- ◆ 人材開発支援助成金



日時	場所	会場	定員
10月30日(金) 13:30～15:30	長野県自治会館 (長野市西長野字加茂北 143-8)	小会議室	20名
11月11日(水) 13:30～15:30	伊那市防災コミュニティセンター (伊那市西町5824番地1)	第3研修室	20名
11月17日(火) 13:30～15:30	梓水苑 (松本市梓川倭4262-1)	大会議室	20名
12月2日(水) 13:30～15:30	長野県自治会館 (長野市西長野字加茂北 143-8)	小会議室	20名
12月11日(金) 13:30～15:30	上田創造館 (上田市上田原1640)	コミュニティ ホール小	20名

※申込みがない会場については開催を中止する場合があります。

申込について

◆ 申込方法:

① 申込フォームによるお申込み

- ・右記のQRコードから必要事項を入力の上、送信ください。
- ・JEED長野支部のHPからも申込フォームにアクセスできます。

② FAX(026-243-2077)によるお申込み

- ・裏面申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。

【申込フォーム】
令和8年度雇用関係助成金説明会
<外部リンク:MS Forms>



◆ 申込締切:参加希望日の1週間前までにお申し込みください。

※締切後に申込を希望する場合は、定員の空き状況を確認するため、お電話(026-258-6001)にてご連絡をお願いします。

雇用関係助成金説明会 参加申込書

▶参加希望日 月 日

▶参加希望場所

▶事業所名

▶参加人数 人

▶所属部署

▶担当者氏名

▶TEL - -

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理改善、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成します。

☐ 65歳超継続雇用促進コース
65歳以上への定年の引上げ等をする場合

☐ 高齢者評価制度等雇用管理改善コース
高齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する場合

☐ 高齢者無期雇用転換コース
50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者への転換を実施する場合

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用にあたり、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇い入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に事業主等に対して助成します。

☐ 障害者作業施設設置等助成金
障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う場合

☐ 障害者福祉施設設置等助成金
継続して雇用する障害者のために、福利厚生施設の設置・整備等を行う場合

☐ 障害者介助等助成金(介助者・職場支援員等配置)
障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助者等の配置・委嘱の措置を行う場合
障害者の職場定着を図るため職場支援員を配置する場合

☐ 障害者介助等助成金(職場復帰支援)
職場復帰のために必要な職場適応措置を行い、中途障害者等を職場復帰させる場合

☐ 職場適応援助者助成金
職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する場合

☐ 重度障害者等通勤対策助成金
障害者の障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置を行う場合

☐ 障害者雇用相談援助助成金
障害者の雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業(障害者雇用相談援助事業)を当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に助成

キャリアアップ助成金

有期・無期雇用労働者(短時間労働者および派遣労働者を含む以下「有期雇用労働者等」という。)といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

☐ 正社員化コース
正規雇用労働者に転換または直接雇用する場合

☐ 障害者正社員化コース
障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換する場合

☐ 賃金規定等改定コース
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合

☐ 賃金規定等共通化コース
正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに作成し、適用した場合

☐ 賞与・退職金制度導入コース
賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合

☐ 短時間労働者労働時間延長支援コース
短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間の延長等により労働者の収入を増加させた場合

人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

☐ 人材育成支援コース

☐ 教育訓練休暇等付与コース
有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受ける場合

☐ 人への投資促進コース
高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練
IT認定実習併用職業訓練
サブスクリプション型の研修サービスによる訓練
労働者が自発的に行う訓練
長期教育訓練休暇 を実施した場合

☐ 事業展開等リスキリング支援コース
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施する場合
企業内の人事及び人材育成に関する計画に基づき、今後従事することが予想される職務に関する訓練を実施した場合

お問い合わせ・お申し込み

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部
高齢・障害者業務課
〒381-0043 長野市吉田4-25-12
TEL: 026-258-6001 FAX: 026-243-2077
E-mail: nagano-kosyo@jeed.go.jp



※ 参加申込書はJEED長野支部ホームページからもダウンロードできます。

JEED 長野支部

検索